

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請について

八戸市中心街の飲食店に関連した感染が急速に拡大している状況を踏まえ、
感染拡大の封じ込めを図るため、営業時間短縮の協力要請を実施します。

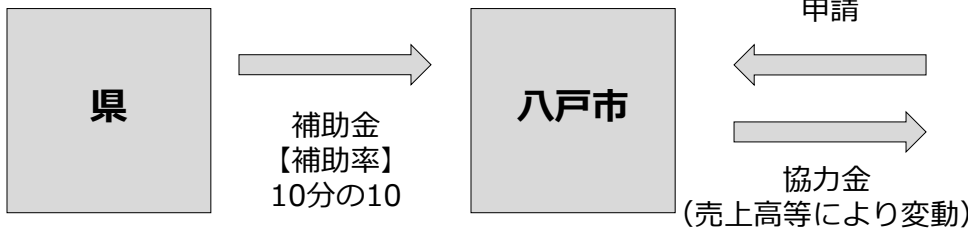
(新型インフルエンザ等対策特別措置法 第24条第9項に基づく営業時間短縮の協力要請)

1. 対象期間	令和3年9月 1日(水) 0時から 令和3年9月12日(日) 24時まで
2. 対象施設	食品衛生法上の営業許可を受けている飲食店のうち酒類を提供している飲食店 (酒類の提供には、利用者による酒類の店内持込みを含むものとする。)
3. 対象区域	八戸市中心街(八戸市大字 岩泉町、大工町、鷹匠小路、朔日町 寺横町、長横町、三日町、六日町)
4. 要請内容	5時から20時までの時間短縮営業

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金

八戸市中心街を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年9月1日（水）0時から令和3年9月12日（日）24時までの期間、5時から20時までの営業時間短縮の協力要請について、感染防止対策を徹底した上で、全面的に御協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金」を支給します。

【①実施スキーム】



八戸市中心街（※1）で、食品衛生法上の営業許可を受けている飲食店のうち酒類を提供している飲食店（※2）を運営し、下記の【②対象となる要件】を満たした事業者

※1 八戸市大字 岩泉町、大工町、鷹匠小路、朔日町
寺横町、長横町、三日町、六日町

※2 酒類の提供には、利用者による酒類の店内持込みを含む

【②対象となる要件】

令和3年8月31日（火）以前から開業しており、令和3年9月1日（水）0時から令和3年9月12日（日）24時までの期間、5時から20時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。

- ※ 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底すること。
- ※ 従前より5時から20時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外。
- ※ 準備期間を要する場合は、遅くとも令和3年9月3日（金）までには開始すること。

【③支給額の単価】

※ 中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可 ※ 協力金の支給額は、1施設当たり1日単価×12日間 (9月3日までに開始する場合は御協力いただいた日数分)		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～8万3333円	8万3333円～25万円	25万円～
中小企業者	A 売上高による方法	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金の額 = 前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い額		
大企業（B 売上高減少額による方法）				

【参考】営業時間短縮の協力要請に係る対象区域（概略図）

国道340号

はっち

対象区域

岩泉町、大工町、鷹匠小路
朔日町、寺横町、長横町
三日町、六日町

ゆりの木通